

平成 24 年 4 月 18 日

最低制限価格の取扱いについて

胎内市が競争入札に付する最低制限価格の取扱いについて、設定方法に関する条項を改正し端数処理について明記しましたのでお知らせします。

算出例を以下に示しますので参考にしてください。

〇〇工事設計額

(単位：円)

直接工事費：5,150,000	共通仮設費：1,200,000
現場管理費：2,000,000	一般管理費：1,500,000
小 計：9,850,000	消費税等：492,500
合 計：10,342,500	

最低制限価格の算出

直接工事費の 95%： $5,150,000 \times 0.95 = 4,892,500$
共通仮設費の 90%： $1,200,000 \times 0.90 = 1,080,000$
現場管理費の 80%： $2,000,000 \times 0.80 = 1,600,000$
一般管理費の 30%： $1,500,000 \times 0.30 = 450,000$
小 計：8,022,500
入札書比較制限価格：8,022,000 (小計の千円未満を切り捨てた額)
最低制限価格：8,423,100 (入札書比較制限価格の 100 分の 105)

【参考】

(旧)

第 3 条 最低制限価格は、工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル又は予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて(平成 16 年 6 月 10 日付け国官会第 367 号)により設定するものとする。

(新)

第 3 条 最低制限価格は、工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル又は予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて(平成 16 年 6 月 10 日付け国官会第 367 号)に準じて設定した額 (1,000 円未満を切り捨てた入札書比較制限価格に 100 分の 105 を乗じた額) とする。